

# 山梨県公報

第二千三百六十一号

平成二十五年

十月十七日

木曜日

## 目次

### 告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定(三件)……………六五五
- 家畜伝染病の発生……………六五六
- 土地改良事業計画の変更の適当決定……………六五六
- 県営土地改良事業計画の変更……………六五六
- 道路の区域変更……………六五七
- 道路の供用開始……………六五七
- 河川区域の指定の一部改正……………六五七
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六五七
- 随意契約の相手方の決定について(二件)……………六五八
- 落札者の決定について……………六五八
- 換地処分の実施……………六五九
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し(八件)……………六五九

## 告示

### 山梨県告示第三百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事

横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大月市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市(次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 山梨県告示第三百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事

横内正明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、大月市(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大月市(国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

大月市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

大月市（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第三百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、

次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

|          |       |             |      |         |            |
|----------|-------|-------------|------|---------|------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患者又は疑似患者の区分 | 発生群数 | 発生場所    | 発生年月日      |
| 腐蛆病      | みつばち  | 患者          | 一群   | 北杜市 明野町 | 平成二十五年十月四日 |

山梨県告示第三百三十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、朝穂堰土地改良区から申請があった土地改良事業計画の変更を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 縦覧書類

変更後の土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十月十八日から同年十一月十五日まで

三 縦覧場所

北杜市役所

四 異議申出期間

平成二十五年十一月十八日から同年十二月二日

山梨県告示第三百三十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（市川大門地区県営中山間地域総合整備事業）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

る。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横内正明

一 縦覧書類

変更後の県営土地改良事業計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十五年十月十七日から同年十一月十四日まで

三 縦覧場所

市川三郷町役場

四 異議申立期間

平成二十五年十一月十五日から同年十一月二十九日まで

山梨県告示第三百四十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十五年十一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 富士川身延線
- 三 道路の区域

| 区                    | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延長<br>(メートル) |
|----------------------|---|------|-----------------|--------------|
| 南巨摩郡南部町井出字大下官有無番地先から | 旧 |      | 一六・七            | 六六・六         |
| 南巨摩郡南部町井出字大下官有無番地先まで | 新 |      | 一一・四            | 六六・六         |
|                      |   |      | 一三・四            |              |
|                      |   |      | 一六・七            |              |

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十五年十一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横内正明

| 道路の種類 | 路線名     | 区   | 延長<br>(メートル) | 供用開始の<br>期日 |
|-------|---------|---|--------------|-------------|
| 県道    | 甲府市川三郷線 | 中巨摩郡昭和町押越字大窪一六一三番の二地先から<br>中巨摩郡昭和町押越字大窪官有無番地先まで | 六一・〇         | 平成二十五年十月十七日 |

山梨県告示第三百四十二号

一級河川鳴沢川に係る河川区域の指定（昭和五十五年山梨県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横内正明

「第一号図及び第二号図」を「第一号図から第五号図まで」に改める。  
（その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡南建設事務所（身延河川砂防管理課を除く。）に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横内正明

- 一 申請のあった年月日 平成二十五年十月三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並

山梨県告示第三百四十一号

びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ワーカーズおへそ

2 代表者の氏名 安野木 順子

3 主たる事務所の所在地 山梨県南アルプス市飯野三千四百五十六番地一

4 定款に記載された目的

この法人は、環境に関する啓発と遊休品のリサイクル事業、安全な食の提供と啓発事業等を行い、地域の活性化を図り、豊かな共生社会の創造に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十五年十月七日から同年十二月六日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る(物品等・借入物品等・役務)の名称及び数量

山梨県森林情報管理システム再構築業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県森林環境部森林整備課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十五年九月二十四日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

パシフィックコンサルタンツ株式会社山梨事務所 山梨県甲府市宝一丁目十三番二号NKビル

五 契約金額

三千八百五十八万九千六百円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第一号に該当

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

山梨県電子入札・公共事業総合管理システム保守運用業務 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県県土整備部県土整備総務課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日

平成二十五年九月一日

四 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社YSKeicom 山梨県甲府市湯田一丁目十三番一号

五 契約金額

一億一千五百六十九万五千円

六 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十条第一項第二号に該当

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十五年十月十七日

山梨県立産業技術短期大学校事務局長 藤 本 勝 彦

一 落札に係る物品等の名称及び数量

マシンングセンタ等工作機械類 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

山梨県立産業技術短期大学校都留キャンパス 山梨県都留市上谷五丁目七番三十五号

三 落札者を決定した日

平成二十五年九月五日

四 落札者の氏名及び住所

関東物産株式会社 東京都中央区日本橋本町一丁目五番九号  
落札金額

五千四百二十五万円

六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定による公告を行った日

平成二十五年七月二十五日

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、  
県営畑地帯総合整備事業（笛吹川左岸地区永井工区）の換地処分を平成二十五年十月九日実施した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十五年九月二日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 坂本工務店

2 主たる営業所の所在地 甲府市塩部三丁目三番十一号

3 代表者の氏名 坂本達由

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四）第一二五八号

四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装

仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年八月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃

止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律

第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。  
平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十五年九月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 株式会社一瀬工務店

2 主たる営業所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千三百六十五番地

3 代表者の氏名 一瀬太志

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四五）第一二一八号

四 処分の内容 管工事業及び造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月四日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一 処分をした年月日 平成二十五年九月九日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

1 商号 有限会社アクティブ丸井

2 主たる営業所の所在地 中巨摩郡昭和町河西千六百六十八番地一

3 代表者の氏名 望月寿浩

三 許可番号 山梨県知事許可（般一四〇）第八七二九号

四 処分の内容 土木工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設

工事業に係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月二日付けで四に掲げる建設業を廃止し

た旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律  
第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年九月十七日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社米山工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 甲府市住吉五丁目七番十七号
  - 3 代表者の氏名 米山治
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二三）第五四四号
- 四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業及びほ装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月九日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し  
許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 株式会社河野組
  - 2 主たる営業所の所在地 笛吹市八代町竹居千四百八十四番地三
  - 3 代表者の氏名 河野友昭
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第六〇八九号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月十八日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年九月二十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

- 1 商号 鈴健興業株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 笛吹市御坂町下黒駒千六百二番地八
- 3 代表者の氏名 鈴木康修
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二五）第七四八二号
- 四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月十七日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年九月二十九日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 細田電気設備
  - 2 主たる営業所の所在地 上野原市大倉四百九十八番地
  - 3 代表者の氏名 細田一好
- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八九三〇号
- 四 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月二日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

● 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成二十五年十月十七日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 処分をした年月日 平成二十五年九月三十日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
  - 1 商号 野沢工務店
  - 2 主たる営業所の所在地 北杜市明野町上手四百四十五番地
  - 3 代表者の氏名 野沢義政

- 三 許可番号 山梨県知事許可（般―二二）第八一―二二号
- 四 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 処分の原因となった事実 平成二十五年九月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止した旨の届出があった。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番